

IC 旅券用交付窓口端末機リース契約仕様書

- 1 品目及び台数 IC 旅券用交付窓口端末機 一式（以下交付窓口端末という）
 - (1) 制御用ノートパソコン 1 台
 - (2) パスポートリーダー 1 台
 - (3) 申請者向けディスプレイ 1 台
 - (4) IC 旅券用アプリケーションソフトウェア（制御用ノートパソコンにインストールすること）

- 2 賃貸借期間 令和5年2月1日から令和10年1月31日まで（60か月）
※長期継続契約とする。

- 3 設置期限及び場所
 - (1) 設置期限 令和5年1月31日（火）
 - (2) 設置場所 佐野市市民課（佐野市高砂町1番地）

- 4 交付窓口端末の機能要件
 - (1) 読取り対象となる旅券
 - ① ICAO Document 9303 に準拠する IC 旅券の読取りと IC に記録された情報の表示を可能とすること。
 - ② 従来の日本の IC 旅券（Basic Access Control、Passive Authentication 及び Active Authentication 対応）の読取りと IC に記録された情報の表示を可能とすること。
 - ③ 現行の日本の IC 旅券（PACE）の読取りと IC に記録された情報の表示を可能とすること。
 - (2) 基本機能
交付窓口端末一式の基本機能は以下のとおりとする。
 - ① 光学的スキャナにより IC 旅券の身分事項ページの MRZ を読み取ること。
 - ② IC チップから旅券情報の読み取りを行う。
 - (ア) 上記①で読み取った MRZ を鍵として、Basic Access Control に則り、当該 IC 旅券の IC チップから旅券情報の読み取りを行うこと。
 - (イ) 上記①で読み取った MRZ を鍵として、Password Authenticated Communication Establishment に則り、当該 IC 旅券の IC チップから旅券情報の読み取りを行うこと。
 - ③ Passive Authentication に則り、外務省が配付する公開鍵証明書（CSCA 証明書）で IC チップに記録された公開鍵を認証後、同公開鍵を使用して、当該 IC

旅券の IC チップに記録された情報に改ざんがないことを検証すること。

- ④ Active Authentication に則り、当該 IC 旅券の IC チップが真正であることを検証すること。
- ⑤ 上記で読み取った旅券情報 (EF. DG1 及び EF. DG2 に記録された情報) と③及び④の検証結果を、旅券をかざしてから 5 秒以内にディスプレイに表示すること。

(3) 交付窓口端末一式のハードウェア構成及びハードウェア要件

① 制御用ノートパソコン

(ア) ディスプレイ

LED 液晶方式、大きさは、おおむね 16 インチ前後であること。

(イ) CPU、メモリ及びハードディスク容量は IC 旅券の読取りに十分な容量とすること。

(ウ) 日本語表記のキーボードを有すること。

(エ) CD-ROM ドライブを内蔵すること。

(オ) 本体下部にタッチパッドを有すること。

(カ) Windows 10 を搭載すること。

(キ) USB2.0 または USB3.0 ポート

パソコン本体に 2 個以上のポートを有すること。

(ク) 電源ケーブル (AC アダプター含む) を付属すること。

② パスポートリーダー

パスポートリーダーの銘柄等は下記のいずれかとする。

- ・株式会社 松村エンジニアリング EXC-2900J
- ・タレス DIS ジャパン株式会社 Gemalto AT9000MK2

(ア) MRZ 読取り用光学的スキャナを内蔵すること。

MRZ の仕様は ICAO Document 9303 part1 volume1 に準拠する。

(イ) 非接触 IC リーダーを内蔵すること。

IC リーダーは以下の要件を満たすこと。旅券に搭載された IC のデータ構造は ICAO Document 9303 part1volume2 に準拠する。

A ISO/IEC 14443 の非接触式 Type A 及び Type B に準拠していること。

B 通信速度は 106~847kbps に対応すること。

C ICAO Document 9303 part1 に準拠した旅券の IC チップを読み取れること。

D Supplemental Access Control、Passive Authentication、Active Authentication に対応すること。

(ウ) USB 接続とし、USB ケーブル (50cm 程度) を付属すること。

(エ) ドライバを CD-ROM で提供すること。

(オ) 電源ケーブル (AC アダプター含む) を付属すること。

(カ) 電磁妨害波規格

VCCI クラス A 及び必要な電波法に準拠すること。VCCI クラス A と同等の国際規格等の取得でも可とするが、その場合は疎明資料を提出すること。

③ 申請者向けディスプレイ

(ア) LED 液晶方式 おおむね 16 インチ前後であること。

(イ) 制御用ノートパソコンとの接続ケーブルを付属すること。

(ウ) 電源ケーブルを付属すること。

④ 構成する全てのハード機器及びアプリケーションの取扱説明書（日本語）の印刷物を付属すること。

(4) 交付窓口端末一式のソフトウェア構成及びソフトウェア要件

① IC 旅券読取アプリケーション

IC 旅券読取アプリケーション（日本語版）を制御用ノートパソコンに搭載すること。IC 旅券読取りアプリケーションは申請者向けディスプレイ及び制御用ノートパソコンのディスプレイに IC 旅券から読取った情報を以下のとおり表示すること。

(ア) 申請者用ディスプレイに表示する情報

各情報には日本語で項目を表示すること。A 以外は IC チップから読み取ったデータを表示すること。

A MRZ（券面から OCR で読み取ったデータ）

B 顔画像（DG2）

C 旅券番号（DG1 から抽出）アルファベット大文字表記

D 姓（DG1 から抽出）アルファベット大文字表記

E 名（DG1 から抽出）アルファベット大文字表記

F 生年月日（DG1 から抽出）

申請者が見やすい表示とすること。例：790220（1979 年 2 月 20 日）

G 性別（DG1 から抽出）

申請者が見やすい表示とすること。例：F（女性）

H 有効期間満了日（DG1 から抽出）

申請者が見やすい表示とすること。例：260320（2026 年 3 月 20 日）

I 国籍（DG1 から抽出）（表示例：JPN（日本））

J 発行国（DG1 から抽出）（表示例：JPN（日本））

(イ) 制御用ノートパソコンのディスプレイ（窓口職員側）に表示する情報

A～J 上記（ア）A～J と同じ。

K BAC 読み取り結果

BAC 機能のみの旅券を読み取った際は、BAC 読み取り結果を表示し、PACE

読み取り結果は表示しない。また、SAC 旅券を読み取った際、BAC 読み取りも行った場合は BAC 読み取り結果を表示する。

L PACE 読み取り結果

SAC 旅券を読み取った際は、PACE 読み取り結果を表示する。

M 電子署名検証結果 (Passive Authentication に則り、外務省が配付する公開鍵証明書 (CSCA 証明書) で IC に記録された公開鍵を認証後、同公開鍵を使用して、当該 IC 旅券の IC チップに記録された情報に改ざんがないことを検証)

N 能動認証結果

Active Authentication の検証結果 (Active Authentication に対応していない旅券を読み取った際は結果を表示しない。)

O 操作メニュー (例: 画面表示消去、MRZ 修正、CSCA 証明書更新、業務終了等)

(ウ) OCR エラーに対応するための、上記 A の MRZ 編集機能及び編集後の MRZ による再読み取り結果の表示機能を有すること。

(エ) ディスプレイに表示された旅券情報の消去ボタン

次の申請者に個人情報を見られないように表示内容の消去ボタンを有すること。また、同ボタンは申請者用ディスプレイ側も連動して旅券情報の消去ができること。

(オ) 上記 (イ) M で使用する公開鍵証明書 (CSCA 証明書) は定期的に更新されるため、同公開鍵証明書を追加するための USB メモリからのインポート機能を有すること。

(カ) 賃貸借期間にわたって、必要なプログラムの修正モジュールが継続的に提供されること。

② セキュリティ対策

(ア) ホワイトリスト型のウイルス対策ソフト

A 本件交付窓口端末は、LAN 及びインターネットに接続せずスタンドアロンで運用することを想定している。ただし、不正な USB メモリ等の利用により外部からウイルスに感染する可能性が排除できないためウイルス対策ソフトを制御用ノートパソコンに搭載すること。

B 同パソコンはインターネットに接続せず、ウイルス定義ファイルの更新ができないため、ホワイトリスト型のウイルス対策ソフトを搭載すること (参考銘柄: McAfee Application Control)。

C 動作可能なアプリケーションリストとして、IC 旅券読取アプリケーションその他保守に必要な機能のみを登録すること。

D 本仕様書に記載はないが登録が必要と思われるその他機能については担

当課と協議すること。

(イ) ICチップから読み取った旅券情報は交付窓口端末一式内に蓄積しないこと。

5 設置

交付窓口端末の設置にかかる費用は契約金額に含むこと。

なお、事前に設置予定日時を担当課と十分協議のうえ、指示する場所に設置し、動作検証等を行うこと。

6 保守

保守にかかる費用は契約金額に含むこと。

なお、ここでいう保守とは、交付窓口端末を常に正常な状態で保つことをいう。

交付窓口端末に故障が発生したときは、修理、調整し、その期間中は代替機を用意すること。

7 リース終了後の交付窓口端末の取扱い

賃借期間満了後は、返却または再リースの契約を別途行うものとする。なお、返却の場合は、返却にかかる費用は賃貸人が負担すること。

8 賃借料の支払方法

支払いは毎月払いとし、毎月初めに前月分の賃貸料を佐野市に請求するものとする。佐野市は支払い請求書を受理した後30日以内に賃借料を指定の銀行口座へ振込む。

9 その他

(1) 取扱説明書等を添付すること。

(2) 必要に応じ、取扱及び操作に関する説明を十分に行うこと。

(3) 納品の際、開梱等の作業を行い、梱包材等は引き取ること。